

# 総務文教常任委員会記録

令和元年5月21日

【開催日】 令和元年5月21日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時55分～午後0時15分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良 秀	委員	笹木 慶之
委員	高松 秀樹	委員	長谷川 知司
委員	宮本 政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	傍聴議員	水津 治
傍聴議員	山田 伸幸		

【執行部出席者】

副市長	古川 博三	総務部長	芳司 修重
総務部次長兼人事課長	辻村 征宏	税務課長	石田 恵子
税務課課長補佐	大井 康司	税務課市民税係長	山口 大造
税務課固定資産税係長	藤澤 竜	教育長	長谷川 裕
教育部長	尾山 邦彦	教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司
社会教育課長	河上 雄治	社会教育課課長補佐	池田 哲也
建設部長	森 一哉	建築住宅課長	辻 永民憲
建築住宅課主査	石田 佳之	建築住宅課建築係長	山本 雅之
建築住宅課建築係技師	藤重 智典	監理室長	榎坂 昌歳
監理室技監	中村 景二	福祉部次長兼子育て支援課長	川崎 浩美
子育て支援課保育係長	野田 記代		

【事務局出席者】

事務局長	沼口 宏	議事係長	中村 潤之介
------	------	------	--------

## 【審査内容】

- 1 承認第2号 山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について  
(税務)
- 2 承認第3号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について  
(税務)
- 3 議案第51号 埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について  
(社会教育)

---

午前10時55分 開会

---

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。審査の1番、承認第2号山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について、説明をよろしくお願いします。

石田税務課長 それでは税務課から、承認第2号の山陽小野田市税条例等の一部改正に関する専決処分について、概要を御説明します。今回の条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、一部の規定を除き、4月1日に施行されたこと等に伴う所要の改正であり、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。地方税法の改正は、制度の変更と関連がありますので、お手元の「山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定についての概要」に沿って御説明します。なお、概要は平成31年3月29日の公布内容に基づき作成しておりますので、概要内の平成表記については、必要に応じて令和に読み替えていただければと思います。専決処分する主な制度の変更内容ですが、大きく2点あります。まず1点目ですが、平成20年度の税制改正により創設されたふるさと納税について、これまで制度の拡充や更なる活用のための改正は行われてまいりましたが、今回の税制改正で初めて、制度の「健全化」に重点を置いた見直しが行われるものです。見直される内容としては、寄附金の募集

を適正に実施し、返礼品の返礼割合が3割以下で地場産品としている地方団体を、総務大臣が、地方財政審議会の意見を聴いた上で、ふるさと納税における特例控除が受けられる地方団体として指定するものであります。これにより、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方団体については、特例控除の対象外となります。この改正については、今年の6月1日以後に支出された寄附金について適用されることとなります。このことに伴う市税条例の改正は、条例第34条の7、附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2の条文改正となります。次に2点目としまして、住宅ローン控除の拡充に伴う措置が設けられます。今年10月からの消費税率の引上げに当たり、需要変動の平準化に向けた取組として、消費税率10%が適用される住宅を取得し、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に入居した場合には、所得税の住宅ローン控除が現在の10年間から3年延長され13年間となり、現行制度と同じく所得税から控除しきれない額は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除において、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されるものです。市税条例につきましては、附則第7条の3の2の条文改正となります。このほか、固定資産税の負担軽減措置として、高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税の減額措置の創設等が設けられており、市税条例につきましては、附則第10条の3に条文が新たに追加されるものです。なお、当市におきましては、この負担軽減措置に該当するものではありません。主な改正内容は以上のとおりですが、このほか、引用規定の追加、条ずれ、項ずれ、条文の書きぶりなどの整理等があります。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思います。

笹木慶之委員 ふるさと納税についてお尋ねします。3月の代表質問で尋ねて、市長のほうから特に本市は異論はないということだったので問題な

いと思いますが、要は、①の寄附金の募集を適正に実施する地方団体、これの定義を説明してください。募集を適正に実施する地方団体。もうちょっと言いましょ。要は、こういったことが発表になって、いわゆるマスコミ辺りで、これに従わない団体が、例えば大阪の泉佐野市、例を挙げてはいけませんが、明らかになっていきますからね、ほかの自治体もそういった例があって、これに背くような行為をした場合に、そのふるさと納税、しかし、とはいいながらそれに従う住民をおられるかもしませんが、それはどうなるのでしょうか。

石田税務課長 このたびの見直しにおきまして、返礼品について寄附金額の3割以下の地場産品というのが設けられました。これに従わない地方団体につきましては、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、総務省のほうの特例控除を受けられる自治体として指定をします。その指定を受けられないということは、例えばその市町村に、地方団体に寄附をした場合において、寄附金の控除を受けられないということになります。

笹木慶之委員 寄附金の控除を受けられないと言いつつも、寄附して来られる皆さんがおられたときにどうなるかということなんですが。

石田税務課長 済みません。寄附金の控除を受けられないということなので、それを承知されて寄附をされる方はその控除を受けられないということになります。

笹木慶之委員 そうなんですよね。寄附をしてもいいけれど控除を受けられない。控除がされないということに、国は、権限と言ったらおかしいが制約を掛けるということなんですよね。ということで、本市は関係ないと思いますが、一応整理する上でお尋ねしてみました。もう一つは、返礼品の問題なんですが、本市もかなり数を増やしておられるということですが、新たに本年度ももっと増やしていくという方向でふるさと納税の促進を図るということをおっしゃっていただきましたが、もう年度新たに替わっ

て1か月、大方2か月たとうとしていますが、何かその辺りの動きはありますか。

古川副市長 直接この議案と関連するかどうかということですが、やはり今ふるさと納税で、このたびのこの条文に本市は抵触しませんので、従来どおりの形でふるさと納税していただければ、返礼品なり、またされた方は税控除があるということの中で御説明をさせていただきますと、やはり今、私どももふるさと納税をするための推進本部を作っております。これは市長が本部長で全庁的に作っておる中で、笹木委員が言われたように、返礼品の開拓ももう既にやっております。何事業所かは新しく手を挙げていただいておりますので、これから広くしていきたい。それと同時に、いかに市外の人にこれをPRしていくか。これは職員も当然、つてを伝えて広げていくつもりでありますし、市内企業にも出向こうと思います。その中で議員さんのほうも外に向かってこういう制度、山陽小野田市にふるさと納税をとということで発信・PRしていただけたらというふうに思います。

笹木慶之委員 貴重な財源であることは間違いないわけですから、やはり制度にのっとった正しいルールの下に、しっかりとした取組をお願いしたい、期待したいということを申し上げておきます。私どももしっかり頑張っております。もう1点お尋ねします。住宅ローン控除の拡充に伴う措置の問題ですが、これは今言うべきがどうか分かりませんが、消費税が上がらなかった場合にはどうなるのでしょうか。いろいろと、ちまたではそんな噂もちらほらあるようですが、もし動かなかったときにはどうなるのでしょうか。

石田税務課長 そういった話も耳には入ってきておりますが、あくまで消費税はもう10月に10%に上がるという前提で地方税法等も見直しがされておりますので、もし今後その税率が上がらなければ、それに基づいた国からの通知等もあろうかと思っておりますので、それに従ってまいりたいと

いうふうに思います。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

河野朋子委員長 ほかにありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案を承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は承認にすべきもの決しました。続きまして、承認第3号、山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について、説明をお願いします。

石田税務課長 承認第3号の山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の一部改正に関する専決処分について、御説明します。専決処分日、専決処分する理由については、山陽小野田市税条例の一部改正に関する説明内容と同じです。専決処分する内容については、平成30年山陽小野田市条例第32号の山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の内容について、引用規定の追加、条ずれ、項ずれ、条文の書きぶりなどの整理等に伴う内容となります。以上で説明を終わります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりました。質疑はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしということで、討論もよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本議案について採決をします。本議案について承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は承認すべきものと決しました。以上で1番と2番を終わります。ここで入替えのため10分休憩をしまして、20分から再開します。お疲れ様でした。

---

午前11時8分 休憩

---

---

午前11時20分 再開

---

河野朋子委員長 それでは、委員会を再開します。議案第51号、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について、審査をします。執行部の説明をお願いします。

河上社会教育課長 議案51号、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約の一部変更について、御説明します。本議案は、平成30年第3回（9月）市議会定例会、議案第89号により議決を経て締結いたしました請負契約の金額を変更するため、議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。変更後の契約金額は、当初の3億1,968万円を8,924万3,000円増額し、4億892万3,000円とします。資料の1ページを御覧ください。機械設備工事が税込みで8,697万7,000円、工期延伸に伴う建築経費が税込みで226万6,000円としております。機械設備工事分の金額の算出につきましては、実勢価格を勘案させるため、契約相手方から提出をいただいた見積書を精査し、積算した設計額に建築主体工事の落札率95.02%を乗じた額です。資料の6ページを御覧ください。これは3度目の入札の結果です。寿建設のみ応札しておられ、予定価格を上回ったため3回の入札を執行しております。適正な金額は、1回目の応札額7,900万円と考えておりまして、この7,900万円と先ほど説明をしました税抜きの機械設備工事の価格7,907万円がほぼ同額であることから、7,907万円が適正な

金額であると判断しております。2回目、3回目を取らなかった理由としましては、この入札の中で同社が自主的に利益の一部を削減した金額でありまして、適正な金額は1回目の金額ということで判断をしております。次に、機械設備工事の変更契約に伴うこれまでの経緯について御説明します。資料の2ページのうち、10月の欄の※印の一番上を御覧ください。機械設備工事については、平成30年9月7日に1度目の入札を、市内管工事Aランク全11社で行いましたが、資料の4ページを御覧のとおり入札参加者が1社のみのため、入札中止となりました。資料の2ページ、10月の欄を御覧ください。その後、入札準備期間を経て1社でも入札を行う旨の条件を付け、平成30年10月2日に2度目の入札を、1度目に応札されたA社と宇部市内の業者を含めた11社で行いました。資料5ページを御覧ください。結果については、応札者が1社のみで、1回目は予定価格の超過、2回目はA社も辞退となり不調となったところです。資料の2ページ、10月のところの欄になりますが、2度目の入札後の平成30年10月11日からA社と随意契約交渉を行いましたが、金額が折り合わず断念しました。10月29日以降、辞退された入札指名業者B、C、L社にも随意契約を行いましたが、交渉を辞退されました。11月7日以降も、入札辞退したD、E、F、G、H、I、Kの8業者にも随意契約交渉を行いましたが、配置できる技術者がいないなどの理由で交渉を断念しました。11月15日には、M社、L社との変更契約の交渉開始し、L社は11月20日に断念、M社は見積書の提出はありましたが、2回目の入札で予定価格の超過となったA社の応札額とのかい離が大きく、今後の方向性を協議しましたが、2度目の入札では、不調になったものの応札者があり、予定価格に実勢価格を反映させれば、変更契約より安価でかつ、他の市内業者に落札の可能性が十分にあり、市内業者の受注拡大につながるとの観点から、3度目の入札を行うこととしました。資料2ページの12月、1月の欄のとおり、入札の準備、工期変更に伴う防衛省の変更申請の事務を経て、2月の欄になりますが平成31年2月12日に3度目の入札を行いました。資料の6ページを御覧ください。3度目の入札は、実勢価格を勘案するため

3社より見積書を徴取し、単価を見直し予定価格を変更する中で、市内業者優先の観点から1度目の入札と同じ業者で執行しましたが、E社以外は辞退し、残った1社で入札を執行しましたが、予定価格を超過し不落到ち終わりました。資料の2ページ、2月の欄ですが、平成31年2月14日に、応札されたE社と随意契約交渉を行いました。入札時に予定していた下請業者が別の仕事に掛かり、この工事を断られたことを理由に交渉は不調に終わりました。平成31年3月4日から再度、3度目の入札指名業者に随意契約交渉の意思確認を行ったところ、F、G、Dの3社から応じるとの回答があったため、見積書の提出を求めました。しかし、下請業者の確保が困難であるとの理由から全社が辞退され、交渉は不調となりました。同じく、平成31年3月8日からは、2度目の入札指名業者にも再度、随意契約の交渉を依頼しましたが辞退されました。以上の経緯を踏まえて、平成31年3月25日に今後の方向性について庁内で協議を行い、その際に、検討しました4度目の入札をした場合のスケジュールが、資料の3ページとなります。このスケジュールにありますように、4度目の入札をした場合、入札の準備期間がゴールデンウィークを挟むことにより約2か月、防衛省の防衛施設周辺対策事業補助金に伴う工期の変更申請に伴う期間が約1か月、入札資料郵送から入札及び契約までの期間が約1か月ほどの期間を要し、工事再開が8月初旬の予定となります。これらを踏まえますと、4度目の入札を行った場合、建設主体工事、電気設備工事の中断期間が更に延長し、中断による費用が増額し、また施設の供用開始が遅れることとなります。また、4度目の入札を行っても、今までの経緯を考えますと必ずしも入札が成立するとも限らず、入札不調となった場合は、更に工事再開までの期間が延びることとなります。以上のことから、工事を早期に再開し、確実に今年度中の工事完了を目指すことが重要であると考え、そのためには、埴生地区複合施設整備事業（建築主体工事）請負契約に機械設備工事を追加する契約変更を行うことが妥当と判断したところであります。資料の2ページの4月の欄を御覧ください。平成31年4月5日から変更契約の相手方に見積りを作成していただき、4月12日に内容の精査、設

計書の作成、4月25日に仮契約を締結し、現在に至る状況です。以上が説明です。御審議のほど、よろしくお願いします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思います。追加で出されました資料についての説明をしていただけますか。

藤重建築住宅課技師 お配りした資料の説明をさせていただきます。A4で左にホッチキス止めをした資料を御覧になってください。一枚めくっていただいて、このページが今回の工事費の内訳になります。表の見方としましては、上段に名称、数量、単位、金額とありまして、金額欄に数字が3段書きとなっておりますが、上段が変更前の金額で、中段が変更後の金額、下段が変更前と変更後の差となっております。名称欄の直接工事費を説明します。建築主体工事は工事内容に変更がありませんので、金額の差がゼロとなっておりますが、新たに機械設備工事を追加しましたので、ゼロ円から6,405万8,614円追加となっております。建築主体工事と機械設備工事の合計で2億3,921万8,534円に6,405万8,614円を追加し3億3,277万7,148円となっております。その下の共通費については、公共建築工事積算基準の算定式に基づき算定しており、合計で2,132万1,386円の増額となります。直接工事費と共通費を合計しまして、工事価格は3億1,150万円に8,538万円を追加し3億9,688万円となります。消費税等相当額については、当初契約は8%として契約していましたが、今回の増額費用については、4月1日以降の増額変更のため、備考欄に記載してあるとおり10%となります。設計工事費としては、3億3,642万円に9,391万8,000円を増額し、4億3,033万8,000円となります。次ページからは、直接工事費のより詳しい内容となっております。上段右側のページ数で3・4ページが建築主体工事で、5・6ページが機械設備工事の追加となった科目別内訳となっております。また、別で付けさせていただいた資料が機械設備工事の細目内訳となっております。最初のページに戻っていただきまして、次に契約金額と落札率の説明をさせてい

ただきます。増額する設計金額は税抜きで3億9,688万円ですが、今回増額変更契約となりますので、当初、建築主体工事を落札した際の落札率が、増額費用にも掛かってきます。当初設計金額は税抜きで、3億1,150万円で、受注者の応札金額は税抜きで2億9,600万円となり、約95.024%で落札されました。増額の設計金額8,538万円に約95.024%を掛け、下4桁を切り捨てた金額が8,113万円となります。先ほど説明させていただきましたが、増額費用の消費税等相当額は10%となりますので、8,113万円に10%を加えた金額が、今回増額変更契約する8,924万3,000円となります。以上で説明を終わります。

河野朋子委員長 資料の説明も併せて受けましたので、質疑を受けたいと思います。

高松秀樹委員 数字の見方がよく分からないので、もう一度説明してほしいんですが、教育委員会が説明したのがありますよね。これを見ると建築主体工事請負額3億1,968万円とあるじゃないですか。建築が説明した表のどこを見たらこの数字が出るんでしょうか。

藤重建築住宅課技師 教育委員会で説明された資料が、2億9,600万円が応札額で、その右側の3億1,968万円が税込みで、これが落札率が掛かったものです。私が説明させていただいた資料は、落札率が掛かる前の設計額となりますので金額が変わってきます。

高松秀樹委員 ということは、数字は先に教育委員会が説明した表で見たほうが分かりやすいということですね。分かりました。この表の増額分というところに、「うち、建築主体工事の7か月工期延伸に伴う増加分」が206万円とありますよね。これはどういう意味になるんでしょうか。

石田建築住宅課主査 建築工事の延伸に伴う追加金額になります。工事の中止

は平成30年12月3日から行っており、このたびは中止期間の費用を計上していません。工事中止に係るガイドラインは国交省が作成しており、増額費用の積算は工事再開後、受発注者が協議して行うと書かれていますので、マニュアルを参考にして実施したいと考えています。当初の建築工事の工期は11.1か月ですが、中止期間を除き、機械設備工事の準備期間として1.5か月分を工期延伸し、1.5か月分の諸経費を計上しています。この1.5か月分の諸経費が税込みで226万6,000円になります。

高松秀樹委員 この約200万円というのは1.5か月分の建築主体工事に伴う諸経費であって、止まっていた五、六箇月にも経費が掛かっていますよね。この経費についてはガイドラインがあって、その後に計算をして、また議会に提示をすることになるということでしょうか。

石田建築住宅課主査 そのとおりです。

高松秀樹委員 ちなみに、その間経費がずっと掛かっていて、先の委員会でも指摘をしたんですが、恐らく相当な額の経費ではなかろうかと想像をしています。200万円が1.5か月と考えると、金額は分からないから言えないと思うんですけど、そこそこの経費になるんですよね。

河上社会教育課長 金額については、先ほどから説明しておりますように、工事再開後に積算していくことになりますので、はっきりとした金額は現在分かりませんが、かなりの金額になるのではないかと考えています。

河野朋子委員長 大体概算でもいいんですけど、分かりますか。

河上社会教育課長 去年の12月に概算の見積りを徴取しています。この見積りで試算したところ、工事再開日が5月22日と仮定しまして、税込み

で2, 350万円程度ではないかと思います。それ以外に工事再開に伴う費用等が掛かると見込まれますので、プラスアルファがあるのではと考えているところです。

奥良秀委員 2, 350万円程度という金額が出たんですが、これは一日当たり幾らぐらいになるんでしょうか。

河上社会教育課長 あくまで、先ほど申し上げましたけれども、昨年12月に聴取した概算の見積りということになりますが、1日当たりおおよそ13万9,500円というふうに考えております。

笹木慶之委員 本市の入札において、なぜ大型公共工事、特に機械設備工事が幾度となく不落札に終わっているかということなんですが、根本的な課題をきちんと分析しておられるんでしょうか。例を挙げますと、市民館の整備事業、昨年9月11日不落札。そして、埴生小・中学校についても、児童棟の新築機械設備6月25日不落札ということなんですよね。だから、根本的な原因を整理されないと、こういう現象がどんどん起こってきて、結果的には市のほうに大きな負担を伴うということになるのかと思うんですが、どこに問題があって、どういうことが考えられる、だから、それを今後どうしようというところの課題を解決しないと、今回のことは進行中の問題ですが、それは避けていけないといけんと思うんですよね。そこを副市長ひとつ。先ほど本会議の中でも少しありましたけど、抜本的に正していかないと、一部のセクションでどうだこうだという問題ではないと思うんですよね、難しい問題もあろうかと思いますが。それと、もう一点は分割発注と考え方。これもできるだけ多くの業者にそういうものに携わってもらってというふうな思いも当然あることはよく分かっています。それを踏まえての情勢判断とも言えるかと思うんですが、やはり原因を解明しないと解決できないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

古川副市長 御指名でしたのでお答えします。この時期、先ほど本会議の中でもありましたが、合併特例債の最後の追い込みということで今回も使えない部分は1年延期という措置もする中で、この平成26年、27年以降合併特例債絡みの事業が非常に多い中に理科大も入っておるわけですが、極端にこの期間に工事がすごく錯そうしたというのが大きな原因です。その中で技術者が足りない、また今2020のオリンピック関係の工事も進んでおって、作業員もなかなか取れない、高力ボルトが手に入らないといういろんな負のスパイラルというのが集中的に起こったということの中で、建築事業につきましては一時期に集中しないような計画的な発注も必要だろうと思います。これはやはり合併特例債というのを、いかに有利な起債を使うかということでこのような形になったんですけど、先ほど笹木委員が言われたようにそういうことも踏まえながら公共事業を計画的に今後は進めていくということが必要だろうと思います。総合計画、またいろんな計画に基づいて平準化するというのが一番必要ではないかと考えます。また、先ほど本会議でも申しましたが分離分割発注が本来の姿ですけど、諸般の状況等々を考える中で一括発注というように、柔軟に対応していくこともそのときそのときに判断していく必要があるかと考えます。

笹木慶之委員 もう1点お尋ねしますけれど、実は事は10月2日に起こっているんですよ。10月2日の入札不落札、いわゆる不調に終わったということから今日に至ったわけですが、このときの状況というか予定価格を作成するに当たってのいろんな情報のつかみ方は十分されたということだろうけれども、そこから問題が起こっているような気がするんですけど。ここが落札できていればなんら問題なかったということなんですけど、ここは大きな差があったんですか。

森建設部長 実は10月2日は既に2回目の入札で、1回目は1社しか残らなかったということでその時点では札を入れてもらっておりません。2回目で初めて札を入れてもらったんですが、そのときに市の予定価格との

かい離があるということが初めて分かった状況です。

笹木慶之委員 そのかい離があると分かった時点での対応なんですけれど、かい離がなぜ起こったのか。その辺りは当然分析されましたよね。

森建設部長 予定価格とのかい離があるということは、業者の見積り、市の積算の仕方、これが標準的なものでは合わないということは判断いたしましたので、その後3回目に向けては、改めて市内業者3社から見積りを出してもらい、それを参考に3回目の入札に向けて準備を進めていったということです。

高松秀樹委員 添付資料の4ページ、5ページ、6ページに入札結果を出しているんですが、まず4ページは1社につき入札中止ですよ。5ページ、6ページは1社で札を入れさせているじゃないですか。この違いは何なんですか。

森建設部長 基本的に、1社の場合は入札を中止するのを原則としています。ただ2回目については、更なる業者を入れてもなかなか落札は難しいということで、1回目を認めるという形の条件を付けて2回目は行っております。

高松秀樹委員 それは監理室のルールとして存在しているということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）まず、この1回目の9月7日はこういった形で応札者が1社のため入札中止だと。2回目が10月2日。これは市外業者を入れたと。で、不調に終わりましたと。3回目は設計変更されたというふうに理解していいんですか。

森建設部長 先ほど言いましたように、入札不調の結果が予定価格とのかい離と判断しましたので、改めて見積りを徴した上で予定価格を設定して入札をしております。

高松秀樹委員 その結果、主体工事の業者と契約変更を行ったということなんですが、それ以前はずっと随意契約で各社と当たっていますよね。随意契約は当たっていたんですが、最終的には主体工事の業者にやってもらうようになったんですが、なぜそこで契約変更になったのかを説明してください。

森建設部長 3回の入札のときはまだこの金額では落札しておりませんので、その後、先ほど河上課長も言いましたけれど3月25日に協議を行いまして、このまま4回目の入札に向けて改めて見積りを取って、設計書を組み直した上で4回目に当たるという方法と、今後その期間を含めた場合どうかということで、ずっと聞き取りをする中で、下請業者がないというのが大きな原因でした。そうした中、今のJVの会社ですが下請業者が見つかって見積りが取れるということでしたから、その見積りを取って変更契約としたほうが結果としては早く工事も再開できる。金額的には特に3回目に応札された会社ともそんなに差がないということで、そのまま進めたほうが良いと判断したところです。

高松秀樹委員 質問はなぜそこで随意契約でなくて、契約変更だったのかということですか。

森建設部長 失礼しました。随意契約の場合は単体の業者ですから監督職員、技術職の配置が出ます。入札を辞退される大きな原因の一つは、その配置者がいないということも大きな問題でした。これは本体の工事との契約になりますと、そこには技術者は配置されていますから新たに配置は必要ないということで工事が進められるということですか。

宮本政志委員 先ほどの笹木委員の質問にもちょっと関係してくるんですけど、本来不落がこっだけ続いていくのは最初の予定価格の問題が大きいのかなと思っているんですけども、例えばこの機械設備の工事の予定

価格を算出する基準を教えてくださいいいですか。以前の委員会でも私は同じようなことをお聞きしているんですけど、何を基準に今算出していらっしゃいますか。

石田建築住宅課主査 予定価格の算出については、公共工事積算基準にのって算出しております。

宮本政志委員 積算基準とは国交省のものですかね。

石田建築住宅課主査 そのとおりです。

宮本政志委員 間違っていたら済みませんが、今の国交省の積算基準は本で発行されていませんか。

石田建築住宅課主査 そのとおりです。

宮本政志委員 これ、恐らく国交省が基準を作って本にして、発行して配りますよね。それが作って1週間、1か月ぐらいですぐ発行ならいいんですけど、大体通常1年から最長3年ぐらい掛かると聞くんですね。そうすると、さあ国交省が算出基準決めました。本にしてさあ発行しています。手元に来たときにはデータが古くなっているんで、古いデータで予定価格の算出基準を決めていくと、リアルタイムな一般市場とは、ずれがかなり大きく出ているということも耳にしたことがあるんですよ。だからそういったずれというのと、今の現時点、今日現在での市場の相場はきちんと把握はしていらっしゃるんですか。反映もされていらっしゃるんですかね。

石田建築住宅課主査 おっしゃるとおり、書籍は3年に一度とかの周期で発行しております。年に1回山口県内の県市町の営繕工事の担当者が集まって、営繕工事についての意見交換を行っております。そのときに新しく

入った状況などを共有していますので最新の情報で執行していると判断しております。

宮本政志委員 それともう一つ国交省の算出基準ということと、実際、市内の業者さんのほうにこういった工事の予定があるんだけどということで、一般的には下見積りという言葉が業界用語であるんですけど、そういった下見積りというのは、実際参考までに何社かから取っていらっしゃるんですか。

石田建築住宅課主査 見積りについては複数社から取って、その中で基準を決めて採用しています。

宮本政志委員 そこが疑問というか問題があるんじゃないかと。あくまで仮定です。例えば3社にこういった工事の見積りをしましたと。1社は例えば一番高いところが1億円でしたと。一番低いところが8千万円でしたと。差は出ますよね、見積りですから。当然貴重な税金ですから、見積りで一番下の価格を出したところを参考にするのが当たり前だと思うんですよ。最低で出てきた見積りの額よりも予定価格が余りかけ離れて下であれば、当然入札は不調に終わるはずなんで、そういったことはないんですか。

石田建築住宅課主査 一番低い見積りを使用していますが、当市では明らかに高い金額や低い金額は異常値として排除した中で一番低い見積り金額を採用していますので、適正であると考えて執行しております。

宮本政志委員 入札不調がずっと続くと無駄な経費というのも積み重なって、それが先ほど笹木委員が言われた10月2日の埴生地区複合施設、市民館が9月11日、そして9月25日が埴生小・中の児童棟の新築工事。どんどん不落が続いていきますと、無駄な経費というものが掛かってくるんですよ。ですから予定価格があんまり下過ぎて厳しい価格を設定せ

ずにね。だからと言ってこれだったら大丈夫だろうと高すぎるのも問題ですよ。ですけど、もう少し予定価格を慎重に決めていかんと今後こういった問題は出てくると思うんですよ。それともう一つ、高力ボルトの件も出ましたけれど、東京オリンピックとかいろんな需要の関係で部品だとか資材だとか、そしてあるいは人材ですね、労務関係、そういったものも工事を最初に期間とか計画を立てるときに、そういったところも十分調査して、この工事はこの工期を設定して本当に資材、あるいはローン、そういったものが間に合うかというところも精査して、そもそもの事業計画を立てないと。さあ事業計画が立った、予算も付いた、さあ着工して始まった。ところが、当初よく精査したら分かるような高力ボルトの問題とか本当に精査していたら分かるはずなんですよ。そういったものが後から分かってそして工事ストップして、どんどん追加が出ると。そういったことを予定価格だけじゃなくて工期とか、あるいは資材とか労務に関係することというものもしっかり精査していくような体制づくりを今後検討していらっしゃいますか。

河野朋子委員長 今のは質問ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）今後の体制についてはいかがですかということです。

石田建築住宅課主査 正直言うと今までは入札が不調になってそれから調査して状況が発覚ということだったんですけれども、これからは入札を待つだけでなく、それまでに、設計書を作る前の見積りを取るときに意見とかを聞いて、事前に調査できるように進めていきたいと考えています。

河野朋子委員長 ちょっと昼を過ぎておりますが、一つだけ。まだ質疑があるようでしたら、午後からもしますが。（発言する者あり）では、要約してください。

宮本政志委員 先ほどから出ていますか、この分離発注と一括発注。分離発注にどうしても無理が生じてきているのかなという疑問が抱けるんですけど、

一括発注というのも比較しながらやっていくべきかなと思うんですけど、副市長どうですか。質問が重なるかもしれませんが。

河野朋子委員長 先ほど答弁いただいたことと同じ回答でよろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

高松秀樹委員 工事が延びて、供用開始が今のところいつになる予定ですか。

河上社会教育課長 この議案の可決がかないましたら、建設工事の工期が令和2年3月31日までとなります。その後、外構工事に着手することになりますが、この外構工事の計画上では、工期が概ね5か月とされておりますことから、現施設からの引っ越し作業準備も含めて9月から10月初旬の供用開始になるのではと考えております。今後外構工事の詳細な計画を立てる中で、できるだけ早い供用開始に努めていきたいというふうに考えております。

高松秀樹委員 それって外構工事が完成しないと中は使わせないと教育委員会  
は考えているということですか。

河上社会教育課長 一定の安全が確保できるまでは供用開始は困難であろう  
と思いますし、備品の搬入等がありますので、備品の搬入につきましては、  
外構工事の最中でもできるものであれば随時行っていきたいと思いますが、  
実際、市民の利用につきましては完了するまでは困難ではないかと思  
っております。

長谷川知司委員 設計金額の見直しをされると思うんですね。設計が終わって  
新年度になりまして、単価見直しをされると思いますが、今回かい離が  
あるということは、設計が終わった段階から入札までの期間に単価見直  
しをどの程度したのか。要するに様々な見積りを取っていらっしゃると  
思うんですけど、その見積りの見直しまでされたかどうか。

石田建築住宅課主査 1回目から3回目の変更について説明します。2回目の入札が不調に終わって複数の業者と交渉する中で、業界全体で仕事量が多く、特に空調工事の機材及び労務費などが高騰し、予定価格が実勢価格を反映していないことが入札不調の一つの原因であることが分かったため、再度見積りを取り直し3回目の入札設計書を反映させて金額を変更しました。

長谷川知司委員 1回目の入札をしたときにそういうことをされたかどうか。要するに設計が終わったのが相当前だと思うんです。それで、今回9月に1回目の入札をされていますけれど、その間に単価の見直しは、出ているやつはされると思いますけれども、見積書を徴した場合にはそれを再度されたかどうかということをお聞きしたんです。

石田建築住宅課主査 1回目の設計書については、県単価・物価本については最新の単価を使用して算出しています。

長谷川知司委員 実際は、建築の場合や機械の場合もそうですけれども見積書を徴す場合が多いわけです。その見積書の再聴取をされたほうがいいということで、現在、設計事務所との関係は成果品をもらったら終わっていると思うんですが、入札が終わるまではそういうことがサービスでできる、あるいは追加金額を出してその見直しを設計事務所にしてもらうとかという制度をされているかどうか。そういうのをちょっとお聞きしたいんですが。これはどこに聞けばいいか分かりませんが。

石田建築住宅主査 基本的には成果品でもらった見積書で設計書を起工しています。期間が余りにも長い場合は、再度市のほうで見積りを取って設計書を作り直しています。

長谷川知司委員 これについては、今後は設計事務所に入札が終わるまで面倒

を見てもらうという考えで、様々な予算措置をされたらいいと思うんで、これについては終わります。次に、先ほど高松委員も言われましたけれども、随意契約にしない理由です。今回、変更契約をされていますね。随意契約というのは、小・中学校の機械設備、そっちをやっている業者と同じように別途契約の随意契約をしたときに、現場監理人などの技術者が近い場合は要らないというのがあると思うんです。この金額の場合それに該当するかお聞きします。

石田建築住宅課主査 埴生小・中の機械と変更契約するということですかね。

(発言する者あり) 埴生小・中の機械のほうの技術者がJVの公募の条件で、監理技術者を専任で配属させることとなっていましたので、現場が近くても別の入札の現場では兼任することができません。

長谷川知司委員 そこを柔軟に考えることができなかつたのかというのに疑問がある。普通、現場が近い場合は兼ねることが可能だというのが、たしかあったと思うんです。今回、様々な事情でここまで引っ張るよりも、そういうことも最初考えることも可能だったのではないかということで、もうこれ以上言いません。もう一つ、このたび1社入札を1回目はやめていらっしやいまして、2回目、3回目については1社入札をされています。こういう柔軟な対応はいいと思います。また、予定価格の事前公表、これも問題があるとは思いますが、こういうことも考えていくということも大事じゃないかなと思うんです。それによって、業者もある程度、入札するかどうかというのが早くから分かると思うんです。それから、最後なんですが、確認しますが、山口東京理科大学においては工期内完成がお互い了解の上で工期がずれております。今回そういうことはないですね。あくまでも工期内完成ということでお互い目指しているということでもいいですか。

石田建築住宅課主査 仮契約をする時点で、そのことについては受注者と協議済です。

伊場勇副委員長 この遅れに対して3,000万円近いお金が出ています。そのことについて、その体制を宮本委員もおっしゃいましたが、少し問題ではないのかなと感じております。今後はというところのお答えも頂きましたが、「思います」というところで終わらして、ただ、今この3,000万円を出すに当たっていろいろ見直さなければいけないところが多々あるんじゃないでしょうか。そして、今この原因だったりあったことを、負のスパイラルと副市長はおっしゃいましたが、そうそう起こることはないのかもしれませんが、また近い将来、こうやって建築するものが多くなれば、今回の問題のようになるかもしれません。それについて、今後の体制、見直し、原因究明をしっかりと後世に残すこと、この経験を。どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

古川副市長 先ほど来、今回の入札につきまして、いろいろな手法を担当部局は模索しました。そうした中、その模索の方法が100%いかどうかという問題もあります。今回したことによっていろんな手法を駆使することができるということも経験則で得たと思いますし、今委員からもいろいろな御指摘、御助言を頂きましたので、最初に入札に入る時点からその辺を踏まえる形で今後は入札とか設計に当たっていきたい。今回の経験といいますかこのことを無駄にしないように、きちんと体制を取っていきたいと考えます。

伊場勇副委員長 市内には限られた業者しかいませんし、これから業者が増えるということもなかなか考えにくいところで、しっかり事前にアナウンスをするだとか協議をする。談合になってはいけませんのでその辺はデリケートなところかもしれませんが、できるだけ分離発注、分割発注をしていただいて、市の業者が潤わなければいけないと思いますので、その辺はもっと慎重に、そしてデリケートにやっていただきたいなと思います。これはお願いです。

河野朋子委員長 意見ということで。ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。以上で、委員会を閉会します。お疲れ様でした。

---

午後 0 時 1 5 分 散会

---

令和元年（2019年）5月21日

総務文教常任委員長 河野朋子